

事 案 番 号	17中建審・請第1号審査請求事件			
審 査 請 求 年 月 日	平成17年7月1日			
審 査 請 求 人 住 所	東京都中野区白鷺三丁目			
審 査 請 求 の 内 容	特定行政庁が違反建築物の建築主に対して是正命令を発しないことは、違法な不作為にあたる。			
処 分 庁 (不 作 為 庁)	中野区長			
審 査 請 求 に 係 る 建 築 物	建 築 物 の 敷 地	中野区白鷺三丁目		
	地 域 ・ 地 区	第1種低層住居専用地域(50/150) 準防火地域 第1種高度地区		
	建 築 主 住 所	太田区六郷二丁目		
	用 途	店 舗	構 造	S 造
	敷 地 面 積	(登記簿) 1191.16 m ²	階 数	地上/地下 2 / 0
	建 築 面 積	(登記簿) 680.21 m ²	延 べ 面 積	(登記簿) 808.69 m ²
建 築 審 査 会 の 処 分 (概 要)				
口 頭 審 査 年 月 日				
請 求 人 の 主 張	<p>第1種低層住居専用地域内に所在する 会社所有の建築物は、建築基準法第48条が定める用途地域制限に違反している。その違反を是正するように繰り返し特定行政庁(不作為庁)に対し求めたにもかかわらず、不作為庁が法9条の規定に基づく違反の是正のために必要な措置をとることを命じるのを怠っていることは違法な不作為である。</p>			

<p>処 分 庁 の 弁 明</p>	<p>不作為とは、行政不服審査法第2条第2項において、「行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにかかわらず、これをしないことをいう。」と規定されている。しかるに、本件審査請求では、不作為の前提となるべき、「法令に基づく申請」が存在しない。</p> <p>確かに請求人は、本件審査請求に先立ち特定行政庁に対して本件建築物の是正措置を命ずべきとの（株）店の公道駐輪場化に係る是正措置の申し出書及び是正申出書補充書計5通の書面をもって要請しているが、これは特定行政庁に対して職権の発動を求めたものに過ぎず、行審法第2条第2項に規定する「法令に基づく申請」にはあたらないものである。</p> <p>さらに、法第9条第1項に基づく違反建築物に対する是正措置命令は、特定行政庁がその職責において、この権限を行使すべきか否かを決すべきものであって、近隣住民その他の第三者からは是正措置命令の発動を申請あるいは申請することが認められているものではない。</p> <p>よって、本件審査請求は、不適法なものであるから却下されるべきである。</p>
<p>裁 決 年 月 日 及 び 主 文</p>	<p>平成17年10月5日 本件審査請求を却下する。</p>
<p>裁 決 の 理 由</p>	<p>行政不服審査法2条2項が定める「不作為」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し相当の期間内に何らかの処分その他の公権力の行使にあたる行為をなすべきであるにもかかわらずこれをしないことをいうところ、請求人が不作為庁に対して行った一連の要求は法令に基づく申請にはあたらない。</p> <p>したがって、請求人の要求に対して不作為庁が違反の是正に必要な措置をとることを命じることその他の行政指導等を行わなかったとしても、これをもって行審法にいう「不作為」ということはできない。</p> <p>よって、請求人の本件請求は、行審法にいう「不作為」に該当しない事項を対象として行われた不適法なものであるから、同法51条1項の規定に基づき、主文のとおり判決する。</p>

注) 「法」は建築基準法、「令」は建築基準法施行令、「安全条例」は東京都建築安全条例を示す。